

高座清掃施設組合議会会議録

令和4年第1回定例会

令和4年3月29日

議 事 日 程

令和4年3月29日

日程	議案番号	件 名
1		会期の決定について
2		会議録署名議員の指名について
3	議案第1号	令和3年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）
4	議案第2号	令和4年度高座清掃施設組合一般会計予算
5	議案第3号	高座清掃施設組合一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
6		一般質問

高座清掃施設組合議会第1回定例会会議録

令和4年3月29日（火）午前9時10分、高座清掃施設組合議会第1回定例会を高座クリーンセンター環境プラザ大会議室に招集した。

1 出席議員 15名

吉田 義人 議長	竹田 陽介 議員
齊藤 慶吾 議員	沖本 浩二 議員
内山 恵子 議員	久保田 英賢 議員
武藤 俊宏 議員	倉橋 正美 議員
上田 博之 議員	藤澤 菊枝 議員
橘川 佳彦 副議長	佐々木 弘 議員
星野 久美子 議員	市川 洋一 議員
高波 貴志 議員	

2 欠席議員 なし

3 付議事件

日程3 議案第1号 令和3年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）

日程4 議案第2号 令和4年度高座清掃施設組合一般会計予算

日程5 議案第3号 高座清掃施設組合一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程6 一般質問

4 説明のため出席した者 12名

組合長 内野 優	総務課長 菊地 康之
副組合長 古塩 政由	施設課長 平本 和彦
副組合長 佐藤 弥斗	総務課主幹 鈴木 茂
会計管理者 大島 みどり	総務課主幹 石井 一義

事務局 長 木 村 洋 総務課主幹 鴨志田 克 巳
次 長 松 本 友 樹 施設課主幹 西 田 幸 雄

5 出席した事務局職員 2名

総務課主査 渡 部 陽 子 総務課主任主事 山 田 健 太

6 傍聴者 11名

7 会議の状況 (午前9時10分 開会)

◎議長（吉田義人） ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達し、会議は成立いたしましたので、これより令和4年第1回高座清掃施設組合議会定例会を開会いたします。

本定例会開会に当たり、組合長より招集のご挨拶をお願いいたします。組合長。

◎組合長（内野 優） おはようございます。令和4年第1回定例会招集に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、年度末の大変お忙しい中、本定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

令和3年度を振り返ってみますと、新型コロナウイルス感染症による試練の1年でありました。医療や公衆衛生の整備が進んだ今日であっても、新型コロナウイルスが我々に及ぼした影響は大きなものがあり、生活様式を一変させるものでございました。今後は、ワクチン接種の推進、あるいは様々な飲み薬の開発等が進んでくると思いますが、国は第4回目の接種を推奨しようとしております。そういう中では、海老名のレンブラント、あるいはウィングスで、神奈川県が集団接種会場の設置を4月からいたします。昨日発表がありましたけれども、座間、綾瀬、海老名の市議会議員の皆さん、できれば市民の皆さんが多く接種されることによって、接種率が高まっていくものだと思っております。どうかよろしく申し上げます。

そういった中で、私ども、この管理運営についても、やはり職員も多くいますので、いわゆる感染者を出さないような安全管理、感染予防を図ってきたわけで

あります。そういった中で、屋内温水プールも、各施設についても、安心・安全を最優先にサービス向上に努めてまいりましたけれども、やはりまん延防止の期間中にはある程度の時間短縮等を行ってまいりました。まん延防止は解除されておりますので、いわゆるフルな形の中で、今、利用していただいております。その中においても、できるだけの感染予防をしっかりと図るのが前提でございますので、よろしくお願いいたします。

本日ご提案させていただく案件は、令和3年度補正予算、令和4年度当初予算及び条例改正の3件でございます。議員各位におかれましては、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎議長（吉田義人） 会議に先立ち、報告いたします。例月出納検査の結果報告については、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期を本日1日限りといたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。

次に、日程第2 会議録署名議員の指名についてでございます。会議規則第99条の規定により、議長において、齊藤慶吾議員、佐々木弘議員を指名いたします。

それでは、組合長より本定例会に上程される諸議案の一括説明を求めます。組合長。

◎組合長（内野 優） それでは、本日ご提案申し上げます諸議案につきまして一括してご説明申し上げます。

初めに、日程第3 議案第1号 令和3年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）でございます。今回の補正は、本郷ふれあい公園整備事業に係る用地購入に時間を要し、完了が見込めないことから、繰越明許費を追加するもので

ございます。詳細につきましては次長から説明いたします。

次に、日程第4 議案第2号 令和4年度高座清掃施設組合一般会計予算についてでございます。当初予算につきまして、基本的な考え方を述べさせていただきます。令和4年度当初予算での主な事業につきましては、現施設の適切な運営維持と旧施設の解体事業準備、周辺環境整備の着実な執行、余熱利用施設及び公園等の適正な管理、以上3点を重点に予算編成を行いました。ごみ焼却場の運営維持につきましては、安定かつ確実に処理を行い、安心・安全な稼働を心がけております。周辺環境整備である本郷ふれあい公園第二工区の用地購入につきましては、国費等の財源を確保し、着実に進めてまいります。余熱利用施設の運営維持につきましては、利用者が安心して利用できることを最優先に運営してまいります。以上のことから、令和4年度一般会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32億3,744万4,000円とするもので、前年度比1.6%減、5,273万1,000円の減額となります。詳細につきましては事務局長から説明いたします。

次に、日程第5 議案第3号 高座清掃施設組合一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。本件につきましては、非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件を緩和及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を講じたいためでございます。詳細につきましては事務局長から説明いたします。以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げて、説明を終わります。

◎議長（吉田義人） 組合長の説明が終わりました。

それでは、日程第3 議案第1号 令和3年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。次長の説明を求めます。次長。

◎次長（松本友樹） それでは、議案第1号 令和3年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

本補正予算は繰越明許費の補正でありまして、歳入歳出予算総額の変更はございません。

別冊の補正予算書3ページをお開きいただきたいと思います。5款土木費1項都市計画費、事業名、本郷ふれあい公園整備事業で、翌年度繰越額は2億5,076万4,000円でございます。内容といたしましては、本郷ふれあい公園第二工区の用地買収において、16件の地権者のうち10件の地権者とは契約が終了いたしました。

たが、残り6地権者につきましては年度をまたいでの契約となり、併せて関連する登記費用、建物、補償費など繰越明許費を設定させていただきたいものでございます。以上、大変雑駁ではございますが、よろしくご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げまして説明を終わります。

◎議長（吉田義人） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。星野議員。

◎（星野久美子） ただいま説明いただきましたところではありますけれども、本郷ふれあい公園整備事業の第二工区の用地購入ということで、16件のうち10件は契約が済んでいるけれども、6件がまだということです。まず、全体の総面積は1万1,564㎡ということですが、この6件分の面積と、できましたら、分かれば筆数、そして繰越明許というわけですけれども、新年度、令和4年度内にこの事業が終わるといふ、6件の用地の取得ができるかどうかという見通しの部分をお伺いいたします。

◎議長（吉田義人） 次長。

◎次長（松本友樹） それでは、順を追って説明させていただきたいと存じます。

まず最初のご質問でございます。面積についてでございますが、4,245.52㎡となります。筆数でございますが、12筆でございます。

それから、今後の見通しでございますけれども、公園事業にはご理解いただいております。個々の条件の整理により、今後、ご協力いただけると思っております。以上でございます。

◎議長（吉田義人） 星野議員。

◎（星野久美子） ありがとうございます。協力の意思はある、理解はしているということで、大変頼もしいという思いはあるのですが、個々の事情で、万々が一、新年度内に取得ができなかった場合の想定はされていますか。

◎議長（吉田義人） 次長。

◎次長（松本友樹） ただいま申し上げましたとおり、ご協力いただいているものと存じております。代替地を希望されている方がおりますので、その調整を今、全力で行っているところでございます。以上です。

◎議長（吉田義人） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(吉田義人) それでは、質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(吉田義人) ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(吉田義人) 次に、賛成意見の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(吉田義人) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

◎議長(吉田義人) 挙手全員であります。よって、議案第1号 令和3年度高座清掃施設組合一般会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4 議案第2号 令和4年度高座清掃施設組合一般会計予算についてを議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長(木村 洋) それでは、議案第2号 令和4年度高座清掃施設組合一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算書の9ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億3,744万4,000円と定めたいものでございまして、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算によるものでございます。

第2条、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表 債務負担行為によるものでございます。

第3条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表 地方債によるものでございます。

第4条、一時借入金の借入れの最高額を3億円と定めたいものでございます。

続いて、10ページをお開きいただきたいと存じます。第1表 歳入歳出予算の歳入でございまして。

1 款分担金及び負担金は24億7,423万9,000円で、対前年度比8.6%の増でございます。増額の主な要因は、平成30年度に借り入れましたごみ処理施設建設事業の元金の償還が開始されたことによるものでございます。

2 款使用料及び手数料は4億1,119万7,000円で、対前年度比10.7%の増でございます。増額の主な要因は、2項手数料の事業系一般廃棄物搬入量の増加を見込んだことによるものでございます。

3 款国庫支出金は3,063万円、対前年度比85.1%の減でございます。減額の主な要因は、本郷ふれあい公園第二工区の用地取得の進捗によるものでございます。

4 款県支出金は3,542万6,000円、対前年度比36.2%の増でございます。増額の主な要因は、旧処理施設解体に係る実施設計業務、屋内温水プール外壁等修繕工事によるものでございます。

5 款繰越金1億5,000万円、対前年度比50%の増でございます。

6 款諸収入25万2,000円、対前年度比41.6%の増でございます。増額の要因ですけれども、自動販売機の電気使用料の増加等によるものでございます。

7 款組合債1億3,570万円、対前年度比56.1%の減でございます。減額の理由は、本郷ふれあい公園整備事業の事業費が減少したことによるものでございます。

歳入合計が32億3,744万4,000円、対前年度比1.6%の減でございます。

続いて11ページ、歳出でございます。

1 款議会費は115万6,000円、前年度と同額でございます。

2 款総務費は3億9,871万9,000円、対前年度比7.9%の減でございます。減額の主な要因は、定年退職等職員数の変動による人件費の減、また、海老名市への固定資産税相当額交付金の減少を見込んだことによるものでございます。

3 款民生費2,839万4,000円、対前年度比1.2%の増でございます。増額の要因は、老朽化施設の修繕料を見込んだことによるものでございます。

4 款衛生費は14億4,038万9,000円、対前年度比3.6%の減でございます。減額の主な要因は、清掃総務費における職員数の変動、また、ごみ搬入量の減少を見込んだことによりまして、塵芥処理施設等運営・維持管理業務に係る維持管理費が減少したことによるものでございます。

5款土木費は1億443万5,000円、対前年度比81.1%の減でございます。減額の要因は、本郷ふれあい公園第二工区整備に伴う用地取得の進捗によるものでございます。

6款教育費は2億659万円、対前年度比55.4%の増でございます。増額の要因は、屋内温水プールの外壁等修繕工事によるものでございます。

7款公債費は10億2,776万1,000円、対前年度比65.9%の増でございます。増額の要因は、平成30年度に借り入れましたごみ処理施設建設事業の元金償還が開始されたことによるものでございます。

8款予備費は3,000万円で、こちらは前年度と同額でございます。

歳出合計は32億3,744万4,000円、対前年度比1.6%の減となっております。

12ページでございます。第2表 債務負担行為。工業薬品購入の期間は令和5年度で限度額は141万7,000円、機器校正業務の期間は令和5年度で限度額は17万8,000円、分析業務の期間は令和5年度で限度額は15万4,000円でございます。

第3表 地方債でございます。新たなごみ処理施設整備の限度額は2,110万円、本郷ふれあい公園整備事業の限度額は6,120万円、高座施設組合屋内温水プール外壁等修繕工事の限度額が5,340万円で、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりとなっております。限度額の合計は1億3,570万円でございます。

以降13ページから43ページは歳入歳出予算事項別明細書でございます。

44ページから51ページは給与費明細書、52、53ページが継続費に関する調書、54、55ページが債務負担行為に関する調書、56、57ページは地方債に関する調書でございます。

また、予算説明資料を別で配付させていただいておりますので、併せてご高覧いただければと存じます。以上、大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

◎議長（吉田義人） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。佐々木議員。

◎（佐々木 弘） 何点か質疑したいと思います。まず、予算書33ページの第二清掃処理場解体工事実施設計の委託料4,192万円について伺っていきたいと思います。この施設の解体スケジュールに関しては昨年もあったと思うのですが

も、スケジュール的には、令和4年度から開始して、短ければ5年間、長くて7年間で実施するということが示されています。そのうち解体工事は設計が1年、解体工事が2年ということで示されていましたが、来年度、設計を1年かけてやる予算ということで理解しています。

この計画に関しては、この間、新型コロナで、構成三市で財政状況を含めていろいろな変化があったと思うのですが、これらの事業スケジュールの見立てに関しては、特に変動、例えば延長するとか、あるいは逆にもうちょっと早めてできるかとか、そういったことはないのか、スケジュールの具体化について伺ってきたいと思うのが1点。

また、説明では、旧施設解体後の跡地利用の検討を進めていくということで説明されていましたが、来年度予算計上されているこの4,192万円は、解体工事のみの設計を行うのか、あるいは併せて跡地の利活用プランも含めた検討も実施するという事なのか、まず伺いたいと思います。

◎議長（吉田義人） 事務局長。

◎事務局長（木村 洋） では、お答えさせていただきます。まず、スケジュールの関係ですけれども、確かにコロナの関係ですとか、今、国際情勢もある中ではございますけれども、先般お示したスケジュールに今のところ変更は盛り込んでございません。今回の設計によってまた状況も見えてくるのかなとは思いますが、今の段階では従前のスケジュールで考えてございます。

また、2点目、予算の部分ですけれども、今回の予算は、この第二処理場、昔の清掃工場と、あと、そこに搬入路として入っていた橋梁になっている部分、こちらの2つについて解体の設計費のみとなつてございます。跡地に関しては特に盛り込んでございません。以上です。

◎議長（吉田義人） 佐々木議員。

◎（佐々木 弘） 跡地利活用に関しては、今回は予算措置されていないということで理解しました。ただ、今後、跡地利活用をどう進めていくかというのは大事な課題だと思うのですけれども、これに関しては組合の一般事務の部分で進めていくのかどうか。ほかのこういった処理施設の跡地利活用ということで、余熱が利用できるということで、例えば温浴施設を設置したり、そういったこととかもあったと思うのですけれども、来年度の事務執行において、この跡地利活用に

関しては、地元住民の方の要望とか意見とかも聞いたり、含めて進めていく必要があると思うのですが、そういったことは進めていくのかどうか、具体的に伺えればと思います。

◎議長（吉田義人） 事務局長。

◎事務局長（木村 洋） 今年度は解体工事に向けて、現在、事務を進めてございます。跡地についても、議員もおっしゃるとおり、地元の方々のご意見を伺いながら、また、構成三市のご意見、状況も踏まえながら検討していきたいと考えてございます。以上です。

◎議長（吉田義人） 佐々木議員。

◎（佐々木 弘） 最後に、予算書26ページで総務管理費の企画費の関係になるかと思うのですが、組合の策定している地球温暖化対策実行計画に関連して伺いたいと思います。今後、先ほどありました第二清掃工場施設の跡地利活用の検討も進めていくということなのですが、この地球温暖化対策、政府が温室効果ガスの削減目標を大幅に引き上げました。その前の高座の組合の計画になっていますけれども、こういったことも勘案すると、この目標実施のためには、計画自体の再修正、再検討ですか、こういったことをやろうとすれば、企画費のほうでやるのかなと思うのですが、そういったことは来年度検討されるのか。

また、今後、先ほどの跡地利活用に関してですけれども、植樹を行ったり、あと自然エネルギー施設設置とか、こういったことも含めて検討して、この計画の実施、また見直しを図っていく必要があると思うのですが、その点に関しての来年度の考えはいかがでしょうか。

◎議長（吉田義人） 事務局長。

◎事務局長（木村 洋） 私どもの地球温暖化対策実行計画、こちらはおっしゃるとおり、令和2年度から令和32年度までの期間としてございます。この計画では5年後の令和6年に見直しを行うという形で盛り込んでございまして、こうした削減目標の国の改定対応とか、また内容につきましては、その中で検討していきたいと考えています。以上です。

◎議長（吉田義人） ほかに質疑はございますでしょうか。上田議員。

◎（上田博之） それでは、私からも2点質疑をさせていただきたいと思います

が、その前に、今の答弁の中で、令和6年に地球温暖化対策の見直しを行うという答弁がありましたけれども、今、喫緊の課題であるこの課題について、令和6年の見直しは非常に遅いと思います。世界の情勢の中で緊急の課題として求められておりますので、これは本当に来年度の中でしっかりと行っていただきたいということをまず最初に要望として申し上げさせていただきます。

次に、私の質疑としては、予算書の27ページの4款衛生費1項清掃費2目の塵芥処理費のところでお伺いしたいのですけれども、まず、今回のSPCなどへの委託などで契約内容を精査したというご説明がありました。具体的にどのような精査を行ったのかということをお伺いしたいということです。

それから、予算説明資料を見ますと、令和3年度が処理の事業費として10億181万1,000円だったものが、新年度予算では9億4,470万8,000円となっております。7,340万円削減されております。この7,340万円というのは何tの削減に当たるものなのかということも確認させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

2点目ですけれども、予算書の37ページの土木費の公園費のところですね。このところで、今回、公園の第二工区の整備をするということですが、ここでちょっと先走った質疑になるかもしれませんが、井戸のことについてお伺いしたいと思います。第一工区で違法状態の井戸を造ってしまったということがありますので確認させていただきたいと思うわけですが、この第二工区で2本目、3本目の井戸を造ることになっておりますけれども、この井戸をどのような形で造ろうとしているのか、いつ頃造るのか、どういう形で造るのか、現在決まっているところを教えてくださいたいと思いますので、よろしく願いいたします。そこまで、まず第1回目、お願いいたします。

◎議長（吉田義人） 事務局長。

◎事務局長（木村 洋） では、まず1点目、SPCとの契約内容の精査の関係でございます。こちらは、説明でも申し上げましたごみ搬入量の削減を見込んだことによりまして、そこから排出されます灰の資源化量、また、薬品の使用量等を精査した部分、また、令和4年度に場外トイレや休憩所を設置いたします。そうした予算も盛り込んだところでございます。

次に2点目、令和4年度と令和3年度のごみ搬入量の差分でございますが、

7,300万円の減という中で、トン数としては約1,700 tの減となっております。

最後、井戸の関係でございますけれども、今回、第二工区の全体の工事は令和5年度から3年間を予定しております。その中で、また併せて県道の拡幅、22号線の拡幅の影響もあるかないか懸念されているところでございます。そういった状況もありますので、その課題を整理した中で、やり方、時期については検討していくようかなと考えてございます。以上です。

◎議長（吉田義人） 上田議員。

◎（上田博之） ご答弁ありがとうございます。まず、ごみの削減の形でお伺いしたいのですが、今、1,700 tの削減ということでしたけれども、私のほうでちょっと計算してみたところ、先ほど申し上げましたように、令和3年度のトン数を経費で割ると、1 t当たり1万3,629円という数字が出まして、新年度予算を割ると1万2,941円になります。そして今、1,700 t削減ということだったので、削減金額から1,700 tで割ると、1 t当たり4万3,177円というふうに出ます。また、令和元年度、令和2年度も調べてみると、こちら1万1,197円とか1万3,140円という形で非常にばらばらの数字が出てくるのですけれども、まず、毎年のトン数で割ったときのトン当たりの単価が違うのがどうということなのか。

それから、今回、削減量に対しての1 t当たりの金額が非常に高くなっていて、これは高座としてはこういう形で低くなるほうがいいかと思うのですけれども、これがどうして起こるのかということを確認させてください。

◎議長（吉田義人） 事務局長。

◎事務局長（木村 洋） 塵芥処理費の委託料ですけれども、こちらの算定に当たりましては、大きく分けて運営の固定費と運営の変動費、この2種類で構成いたしております。固定費につきましては、委託期間が20年となっております。この契約期間内に、例えば補修とか人件費はかかる年度、かからない年度がありますが、こちらは平準化して20年に割り振った金額を盛り込んでございます。そういった意味で、ごみの搬入量や物価変動に影響するものではなく、関係なく計上していくことになります。

また、一方の運営の変動費につきましては、その年度ごとに変更するごみの搬入量や、また、物価指数とか、そういったものに影響して上下させてもらってご

ざいます。また、ごみの搬入量にも左右されることとなります。こうしたことから、年間の委託料をごみの搬入量とかで割り返した場合、必ず一定になるわけではなく、固定費という概念もございいますので、年度によって単価が変動する結果になってまいります。1,700 t の分についても同様の考え方でございいます。以上です。

◎議長（吉田義人） 上田議員。

◎（上田博之） 変動するということは理解するのですがけれども、最後の1,700 t も同様だということところがちょっと理解できないんです。これは何か別の要素が入っているからこうなるのではないかと思うのですがけれども、そういうことはないんですか。その辺、ちょっと、単純計算でできないということは理解するわけですがけれども、しかし、3倍以上の違いがあるというのは、何か別の要因があるとしか考えられないので、その辺が説明できていないのかなというふうに今のご答弁では思います。今この場でさらに深まったご答弁はいただけないかなと思います。これが悪いと言っているわけではなくて、なぜこうなるのかということをごちゃんと説明できるようにしていただきたいなと思いますので、研究といいますか、精査をお願いしたいと思います。

それで、今3回目の質疑ですので最後に申し上げますけれども、最初に申し上げた地球温暖化に対する計画の見直し、これは先ほど言いましたように喫緊の課題ですので、即やっていたきたいということを申し上げておりますので、その件に関してのご答弁を最後をお願いいたします。

◎議長（吉田義人） 事務局長。

◎事務局長（木村 洋） では、最後の地球温暖化の関係でございしますが、他の自治体の取組状況、また、特に構成三市の取組状況を見ながら、研究をしてみたいと考えてございいます。以上でございいます。

◎議長（吉田義人） ほかに質疑はございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人） それでは、質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(吉田義人) 次に、賛成意見の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(吉田義人) それでは、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

◎議長(吉田義人) 挙手全員であります。よって、議案第2号 令和4年度高座清掃施設組合一般会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第3号 高座清掃施設組合一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長(木村 洋) 議案第3号 高座清掃施設組合一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

本日お配りいたしました資料をお開きいただきたいと存じます。提案理由につきましては、先ほど組合長が申し上げましたとおりでございます。今回の改正は、人事院規則等の一部改正を踏まえ、会計年度任用職員を含みます非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和、また、それらを取得しやすい環境の整備を行いたいというものでございます。

改正の内容でございます。第2条は、「引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員」の項目を削ることによりまして、在職期間が1年未満であっても育児休業の取得を可能とするというものでございます。

第22条は、第2条と同様に、「引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員」の部分の削りまして、在職期間が1年未満であっても部分休業の取得を可能とするというものでございます。この改正によりまして、継続的に勤務が見込まれる非常勤職員につきましては、採用当初からこうした休業の取得等ができる形になるものでございます。

第26条は、職員から妊娠または出産等について申出があった場合、講じなければならない措置を規定するものでございます。具体的に職員に知らせる事項とい

たしましては、育児休業の制度、また、承認先とか育児休業手当金の給付に関する部分、また、この職員が育児休業の期間中に負担することとなる社会保険料の取扱い、こうしたことを想定してございます。また、知らせる方法につきましても、面談、書面の交付、電子メール等々、様々考えられると思っております。

第27条は、勤務環境の整備に関する措置といたしまして、研修の実施、相談体制の整備等、講じなければならない措置を規定しているものでございます。

附則でございます。この条例の施行日を令和4年4月1日としたいものでございます。以上、大変雑駁でございますが、よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。以上です。

◎議長（吉田義人） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。星野議員。

◎（星野久美子） 高座清掃施設組合一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例ということで今ご説明いただいたわけですが、非常勤の職員、会計年度任用職員、会計年度任用職員にはフルタイム、パートタイムといるわけですが、こちらには、今、非常勤が何人いて、会計年度任用職員もなのですが、そして、その職員のうち今回の改正に該当する職員の数がどのくらいなのかというご説明をお願いいたします。

◎議長（吉田義人） 事務局長。

◎事務局長（木村 洋君） 私どもに在籍してございます非常勤職員、こちらは、パートタイムの会計年度任用職員、本日現在で3名在籍してございます。そして、この3名全てが今回の制度の対象となっております。以上です。

◎議長（吉田義人） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人） それでは、質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人） 次に、賛成意見の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(吉田義人) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

◎議長(吉田義人) 挙手全員であります。よって、議案第3号 高座清掃施設組合一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6 一般質問を行います。この一般質問は、3月18日午後5時までに通告のあった議員の発言を許します。

初めに、市川洋一議員の発言を許します。

◎(市川洋一) 海老名市の市川洋一でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告いたしました本郷ふれあい公園の整備及びその他周辺施設について一般質問をさせていただきます。

高座清掃施設組合は、ごみ焼却炉の増強を進めて、昭和42年から、し尿処理及びごみ焼却処理をする三市による施設として稼働し運営をしてきております。この施設に対して、施設の有効活用を図ることはもとより、市民や地元の皆さんへ少しでも還元できるサービスとして、本郷老人福祉センターとプール施設をそれぞれ開設して、この焼却施設で発生する熱を利用し、老人センターへは浴場として給湯を、プールへは、25mプール、流れるプール、男女用サウナ、浴室等へ温水などを供給して一般市民へサービスを図っております。また、このごみ焼却時に発生する熱から、新しい焼却炉では2基の発電機で電気をおこし、この高座クリーンセンター環境プラザをはじめ、これら附属関連施設へ電源供給を図り、余った電気の売電による効果を得ていると聞いております。このように、ごみの焼却による副次効果の利用はすばらしく、この施設が市民へ開放され、利用されてきているわけです。そこで、1件目の質問としまして、これらのプールや福祉センター、環境プラザの利用状況並びに電力や温水の供給状況についてお尋ねいたします。

次に、本郷ふれあい公園についてお尋ねします。この公園は、第一工区と第二工区に分かれております。第一工区は既に駐車場を含めた公園として整備され、

一般公開され、近隣住民の憩いの場になっております。そこで、開放されている第一工区の利用状況もお聞きいたします。

なお、今回は、第二工区について、買収を経て第二工区の公園整備計画が示されております。その予定面積は、公園として第一工区1.1ha、第二工区2.5ha、併せて3.6haと大変大きな面積であります。この整備事業の期間は令和5年から3年間となっております。例えば公園の魅力は、対象となる市民の要望にもよりますが、都市公園、運動公園、ピクニックガーデンや散歩コースがあったり、ドッグラン併設などいろいろですが、この形態はどのようなものなのでしょうか。そこで、第2の質問といたしまして、公園整備の概要と活用内容について伺います。

大きくこの2点について、この場からの質問とさせていただきます。ご答弁をよろしくお願いいたします。

◎議長（吉田義人） 組合長の答弁を求めます。組合長。

◎組合長（内野 優） 市川洋一議員のご質問にお答えいたします。本郷ふれあい公園の整備及びその他周辺施設についてでございます。

まず最初に、余熱利用の施設状況とかについては、後ほど事務方が説明します。余熱利用につきましては、既存温水プール、本郷荘、環境プラザにつきましては、当組合の所在する本郷地区との約束で建設し、地元はもとより構成三市をはじめ周辺地域の多くの皆さんに親しまれ、利用されております。

先ほど、いわゆる処理場の解体の後の利活用という話も出ました。私ども、その利活用につきましては、地元の方と相談をして、場所の選定とか、今、協議を進めております。しかしながら、1つ言えることは、今の本郷荘を建て替えるとなると、今の規模というか、余熱利用はそれ以上できません。なぜかという、新幹線をまたいでいる形で、少なからず規制があります。この規制につきましてもJR東海といろいろ協議をしているのですけれども、いわゆる既存のもの、既存としてあるものはいいと。しかし、それを拡大するのは安全管理上よくないということも言われております。公園についても新幹線をまたいでおりますので、上はいじりませんから、地下でどうなのかということも協議を進めております。そういった面で様々な規制があります。そういった規制とか、いわゆる協議を設けなければ、余熱利用等電力の活用というのはできなくなっているのが現状であ

ります。

今後、私ども、この令和4年度に、本当にJR東海と協議しながら、どこまで利用できるのか、どこまでいいのかということをはっきり明確にして、地元の皆さんと相談をしていくということが必要だと思います。地元は地元としての意見がございます。私どもは、できることはありますけれども、JR東海が許可しなければできません。そういった部分である程度の規制があるという形でご理解をいただきたいと思っています。

しかしながら、1つ、前の話になりますけれども、私ども、隣接する藤沢地内に堆肥化センターがございました。しかしながら、堆肥化センターは相当機能が悪くて、いわゆる解体をしておりました。そのときに、私ども、藤沢のほうに行きまして、藤沢にこういう提案をしました。藤沢の市役所、あるいはJAさがみにレンタルオフィスをつくったらどうかという話をさせていただきました。熱量とかそういうものは私どもがカバーするから、それをレンタルすることによって、海老名の園芸農家が低廉で借りられるようにしていこうという話もさせていただきました。しかしながら、実現に至りませんでした。なぜかといいますと、高座清掃施設組合の構成三市は海老名市、綾瀬市、座間市ですから、藤沢地内にそういった施設が持てるかという問題があって、だからJAさがみとか藤沢が建てただけであれば、そういった形にできるのではないかという提案をさせていただきました。しかしながら、今、現実にモータープールになってしまいました。そういった中で、今後、余熱利用が新幹線によってできない場合は、広がっている南側の地域というのは藤沢でありますから、そういった無駄がないような余熱利用をしていかないといけないのではないかなと考えております。

本来は、売電という形で、本郷地域の方に余っている電力を供給していくことも必要だろうと思いますけれども、これもひとえに、やっぱり新幹線をまたいでいるという中で、なかなかJR東海は許してくれません。そういった部分でいくと、各地方に行きますと、周辺地域に大変ご迷惑をかけている、あるいは影響があるということで、処理施設の電力等はある程度供給しているところは多くあります。あるいはその中でも、余熱利用で給湯とか、そういったことをやっているところもあります。そういった部分はありますけれども、何しろ新幹線をまたいでいることによって一定の規制があるということ、あるいはこの地域は、1つ

は境界がもう藤沢に迫っちゃっているということで、今後、この余熱利用の関係につきましても、温浴施設等を含めて地元と相談しながら、しっかりと無駄のないようにやっていきたいという考え方で今後進んでいきたいと思っています。よって、先ほどの利活用の計画はというと、まず地元の皆さんと協議して、地元の合意を踏まえた中で計画をつくっていくことが必要だろうと思っています。そういった中で進めていきたいと思っています。

各施設の利用状況、第二工区の計画内容等については、詳細は事務局長から答弁します。

1つだけ。第二工区の面積は大きいのですが、1つは、今回は、いわゆるこの本郷ふれあい公園については地元の方はすごく喜んでおります。ある人に聞くと、これだけ子供たちが集まって遊んでいることが今まではなかったと。それだけ活性化してくるのではないかと。そういったときに、地元は農業が盛んですから、今、高座施設のプールのところ野菜の直売を始めたという話で、時々やっています。そうしますと、あれだけの子供たち、あるいは保護者の皆さんが来ますので、あそこの地域でも直売所をやれば、ある程度、地域の農家、地元への貢献もできるだろうと思っています。

しかしながら、どういう遊具とかを造っていくかという問題が1つあります。先ほどの散策道路とかをいろいろ造ると利活用がある程度、災害時において、私どもは、あそこは災害のごみの集積所にしたいわけでありまして。そういった面で行くと、施設を多く造ることによって利用をそういったふうにはできない場合もありますので、いざというときのことも考えながら整備を図っていくということを考えております。以上であります。

◎議長（吉田義人） 事務局長。

◎事務局長（木村 洋） では、詳細でございます。まず、利用の関係でございますけれども、温水プールにつきましては、2年度が大体3万人ほど、元年度が9万8,000名ほどとなつてございますけれども、元年の頃から、天井の撤去工事とコロナでずっと閉館などしておった形で、制限付きの開館となつてございます。それ以前は平均年14万人の利用がございました。本郷荘につきましても、2年、元年はやはり同様でしたので、それ以前の部分ですと、年間7,500名ほど使つていただいております。環境プラザにつきましては、最初、初年度が8,600名、

2年度が3,000名ほどの実績となっております。

また、供給の関係ですけれども、電力は温水プールと環境プラザ、温水を本郷荘、プールには蒸気という形で供給をしております。

また、電力の売電ですけれども、大体2年度が3億2,700万円、元年度が約3億9,500万円の売上げとなっております。

ふれあい公園第一工区の利用状況、数は数えられないので分かりませんが、ただ、土日はもう車があふれちゃうぐらいで、路上駐車など問題も出ています。そして本年度、臨時駐車場を第二工区の中で用意いたしましたので、近々、供用させていただきたいと考えております。

また、第二工区の計画内容ですが、面積はおっしゃったとおり2.5ha。この中では、管理事務所やキッズスペース、また、遊具の配置、中型駐車場、外周道路や、あと第一工区との間の交差点、V字になっていますが、こちらの交差点改良を検討しております。中につきましては、基本的に広い芝生の空間を維持するという形の整備を考えております。以上です。

◎議長（吉田義人） 再質問ありますか。市川洋一議員。

◎（市川洋一） 大分時間が押しちゃって申し訳ないのですが、再質問させていただきたい。要望を含めて、特に要望が大きいのですが、要は大きな公園になるということで、その利用形態を十分検討させていただきたいと思います。今も組合長がおっしゃいましたように、地元の人に有効活用を図るというふうなことは、この地の利用として余熱があるんだなと思いますし、基本構想などを見させていただくと、全部そこら辺が書いてあります。余熱利用を活用して市民に活用したらどうかというふうなこと。私が今考えたのは、例えばビニールハウスとかに余熱を持ってきてやるとか、22号線に近いので売店を併設するみたいなことをやっていただきたいということ。それと、先ほど新幹線がまたいでいるのでというふうなことなのですが、電気で通せば別に全然問題ないなと私は思っています。そこら辺のご検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

なぜビニールハウスかといいますと、この頃やはり熱帯植物等が大分出てきています。要は益子ではバナナを作っていましたね。この二、三日前もマンゴーを和歌山県の山の中で作っているみたいなきょうがありましたので、そこら辺のお願ひをして、最後、ご見解をお願ひしたいと思ひます。

◎議長（吉田義人） 組合長。

◎組合長（内野 優） 議員がおっしゃったとおり、最初、私も公園の計画をつくったときに、やっぱり迷惑施設でありますから、多くの方がいらっしゃるといいう形で、地域に還元される公園整備。そういった中で、今言われた温室で、例えばバナナがあって、海老名の花があつたり、あるいは中にはチョウチョウが飛んでいるような温室でもいいのではないかと、いろいろなことを考えました。しかしながら、今後、JR東海とも話し合いながら、できるだけ地元の意向を聞きながら、利活用を図ってまいりたいと思っています。以上であります。

◎議長（吉田義人） 再質問はありますか。市川洋一議員。

◎（市川洋一） よろしく願いいたします。以上で終わります。

◎議長（吉田義人） 以上で市川洋一議員の一般質問を終結いたします。

以上で本日の議事は全て議了いたしました。これをもちまして会議を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

（午前10時5分 閉会）

以上は、会議の顛末であるが、その内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

令和4年3月29日

高座清掃施設組合議会議長 吉 田 義 人

高座清掃施設組合議会署名議員 齊 藤 慶 吾

高座清掃施設組合議会署名議員 佐々木 弘